

全火薬引報

第556号 令和3年8月

郵便番号 104-0032

発行元 公益社団法人

東京都中央区八丁堀4丁目13番5号

全国火薬類保安協会

電話 03(3553)8762

発行責任者 川崎 勝樹

www.zenkakyo-ex.or.jp

豪雨により被災された方々に対し謹んでお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、手帳制度に係る保安教育講習については、習熟度確認等を含めた自宅学習方式の講習を全国統一で実施しています。

● 主要行事予定表 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、延期、中止の可能性が
あります。
ホームページ等でも随時お知らせします。

開催年月日	主要行事
令和3. 9. 5	甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験、 丙種火薬類製造保安責任者試験（知事試験）
9. 16	第1回ブロック代表会議
10. 18~26	火薬類爆発影響低減化保安技術実験
11. 1~12. 20	登録講師研修会（書面開催）
11. 8~9	甲種・乙種火薬類製造保安責任者試験（大臣試験）
11. 17	第2回ブロック代表会議

● 令和3年5月の産業火薬類の生産、出荷（販売）、在庫量

ー 経済産業省生産動態統計月報 ー

	生産	出荷(販売)	在庫
火薬及び爆薬(単位:t)	2,301	2,196	1,437
(前年同月比:%)	(99.3)	(87.2)	(123.5)

● 都道府県協会役員異動（敬称略）

協会名	役職	新
鳥取県火薬保安協会	会長職務代理	由宇 正実(令和3年7月就任)
(一社)長崎県火薬保安協会	専務理事	大島 達哉(令和3年6月就任)

● 令和3年度甲種及び乙種火薬類製造保安責任者試験の実施について
（官報公告の主要部分を掲載）

- 試験日時：令和3年11月8日（月）及び9日（火）午前10時開始
 - 試験場所：東京都千代田区一ツ橋2-6-2
日本教育会館（8階会議室）
電話 03-3230-2831
 - 受験願書受付期間 令和3年8月20日（金）から8月27日（金）まで（郵送による場合は、簡易書留によることとし、締切日当日の消印のあるものまで有効）
 - 受験手数料 25,900円
 - 受験願書の提出先
〒104-0032 東京都中央区八丁堀4丁目13番5号 幸ビル8階
公益社団法人 全国火薬類保安協会 電話 03-3553-8762
- *毎年、願書の受付期間を過ぎてから出願のお問い合わせがありますので、受付期間に気をつけてください。

● 令和3年火薬類関係事故について（7月31日までに報告のあったもの）
総括表（取扱・種類別一覧表）

項目	種類別	事故件数		死亡者数		負傷者数	
		件数	計	人数	計	人数(重-軽)	計
消費中	産業火薬	2	12	0	0	0-1	0-3
	煙火	7		0		0-0	
	がん具煙火	3		0		0-2	
その他事故	産業火薬	0	1	0	0	0-0	1-0
	煙火	1		0		1-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
合計	産業火薬	2	13	0	0	0-1	1-3
	煙火	8		0		1-0	
	がん具煙火	3		0		0-2	

※製造中、運搬中、貯蔵中、がんろう中の事故件数、死亡者数、負傷者数はありません。

※詳細は、弊協会のホームページをご覧ください。

● 景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。

ー 7月の月例経済報告 ー

内閣府は19日、月例経済報告等に関する関係閣僚会議に「7月の月例経済報告」を提出し、承認された。

（我が国経済の基調判断）

景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。

- 個人消費は、このところサービス支出を中心に弱い動きとなっている。
- 設備投資は、持ち直している。
- 輸出は、緩やかな増加が続いている。
- 生産は、持ち直している。
- 企業収益は、感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直している。企業の業況判断は、一部に厳しさは残るものの、持ち直しの動きに足踏みがみられる。
- 雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、求人等の動きに底堅さもみられる。
- 消費者物価は、横ばいとなっている。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

（政策の基本的態度）

政府は、東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むとともに、決してデフレに戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症の感染対策に万全を期す中で、雇用の確保と事業の継続を通じて、国民の命と暮らしを守り抜く。あわせて、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等に基づき、グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策の4つの課題に重点的な投資を行い、長年の課題に答えを出し、力強い成長を実現する。

新型コロナウイルス感染症に対しては、2都県を対象に緊急事態措置、4府県を対象にまん延防止等重点措置を実施しているところであり、引き続き、ワクチン接種の迅速な実行、感染拡大の抑制を最優先に対策を徹底するとともに、経済への影響に対しては、重点的・効果的な支援に万全を期す。さらに、成長分野への民間投資を大胆に呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の成長軌道の実現につなげる。政府は、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算を迅速かつ適切に執行する。引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

日本銀行においては、7月16日、金融機関が取り組む気候変動対応融資をバックファイナンスする新たな資金供給制度の骨子素案を決定した。日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

● 第23期 期中登録講師名簿

所属協会	氏名	勤務先	技術
山口	内海 薫	カヤク・ジャパン(株) 厚狭工場	○
山口	梶 友祐	カヤク・ジャパン(株) 研究本部	○
山口	谷口 一八	カヤク・ジャパン(株) 厚狭工場	○

※表中、技術は産業火薬等保安管理技術講師

● 令和3年度全国労働衛生週間に関する協力依頼について

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課より、全国労働衛生週間に関する協力依頼がありました。

本年度は、9月1日から同月30日までを準備期間、10月1日から同月7日までを本週間として、

「向き合おう！ ころとからだの 健康管理」

をスローガンとして、

「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」

を副スローガンとして、全国一斉に積極的な活動を行うこととされています。

このうち実施者の実施事項は次のとおりです。

実施者の実施事項

〔全国労働衛生週間中に実施する事項〕

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

〔準備期間中に実施する事項〕

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

- (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
 - (イ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
 - (ウ) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進に関する事項
 - (エ) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく労働災害の予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくりの推進に関する事項
 - (オ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
 - (カ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
 - (キ) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
 - (ク) 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
 - (ケ) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進に関する事項
 - (コ) 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項
 - (サ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項

イ 労働衛生3管理の推進等

- (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項
 - (イ) 作業環境管理の推進に関する事項
 - (ウ) 作業管理の推進に関する事項
 - (エ) 「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項
 - (オ) 労働衛生教育の推進に関する事項
 - (カ) 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
 - (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
 - (ク) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
 - (ケ) 職場における感染症(新型コロナウイルス感染症、ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する予防接種への配慮を含めた理解と取組の促進に関する事項

ウ 作業の特性に応じた事項

- (ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
 - (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
 - (ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
 - (エ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
 - (オ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
 - (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
 - (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等

に関する事項

- エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進
 - (ア) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項
 - (イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について(平成24年8月10日付け基発0810第1号)」に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

● 自宅学習方式の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、都道府県火薬類保安協会等の指定協会が実施している保安教育講習、再教育講習について、会場を用いた従来の講習会形式ではなく、受講者の自宅で行う自宅学習方式で実施しています。令和2年の実績についてのアンケート調査を踏まえ、全国統一で実施するものです。

指定協会から受講者に対し、テキストに加え、自宅学習用の資料を送付し、それら両方を用いて受講者自ら学習・習熟度確認をしていただき、その結果をもって受講済とする判断をいたします。

自宅学習方式のながれ

1. 受講を希望される方は、従来どおり各指定協会(都道府県保安協会等)に申し込んでください。
2. 受講者には、申し込みをされた協会からテキストおよび習熟度確認資料(プリント)を郵送します。
3. 受講者の方には、それらの教材を用いて自宅で学習していただきます。
4. 講習には時間数が規定されていることから、所要時間を想定した習熟度確認解答用紙(演習問題、事故例分析)に記入していただきます。
5. テキスト等を受け取った日から2週間以内に学習を済ませ、記入が終わった習熟度確認解答用紙を、受講を申し込んだ協会に返送していただきます。(返送用の封筒はあらかじめ準備してあります。)
6. 習熟度確認解答用紙を登録講師が採点し、「解答と解説」とともに受講者にフィードバックしますので、どこが間違っていたのかおさらいをしてください。
7. 再教育講習の方および従事者手帳交付講習の方には新たに交付される保安手帳を、保安教育講習の方には受講証明シールを同封します。受講証明シールはご自身の手帳に貼付してください。
8. 以上をもって講習を受講したものとみなします。